



2026年6月30日

各位

会社名 第一三共株式会社
代表者 代表取締役社長 奥澤 宏幸
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 IR・SR部長 藤城 亜理
TEL 報道関係者の皆様 03-6225-1126
株式市場関係者の皆様 03-6225-1125

当社取締役等に対する中計業績連動株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

第一三共株式会社（本社：東京都中央区、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、中計業績連動株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年8月6日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 701,100株
(3) 処分価額	1株につき 2,614円
(4) 処分総額	1,832,675,400円
(5) 処分予定先	日本スタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年6月21日開催の第16回定時株主総会において、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画の業績達成に連動した報酬について、当社取締役（社外取締役を除く）及び当社執行役員（以下、総称して「対象取締役等」）を対象とするインセンティブ・プランとして、パフォーマンス・シェア（業績連動株式報酬）の性質を持つ信託型株式報

酬制度（以下「本制度」といい、本制度に基づき当社が拠出する金員を原資として当社が設定する信託を「本信託」という）を活用した中計業績連動株式報酬を導入することにつきご承認いただいております。また、2026年6月22日の第21回定時株主総会において、本制度が対象としておりました2021年度から2025年度までの5事業年度が終了したことから、2026年度から2030年度までの5事業年度を本制度の対象期間（以下「対象期間」）として継続し、本制度の対象者に外国籍及び非居住者の取締役及び執行役員を追加すること、当社株式の取得方法として自己株式処分を追加すること、業績達成条件の内容を変更することなどの本制度の一部改定につき、ご承認いただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会により、本信託による取得株式の総額等の詳細を決議し、これに伴い、本信託に対する本自己株式処分を実施することを決議いたしました。

本自己株式処分は、本信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式報酬規程に基づき信託期間中に対象取締役等に当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付（以下、「交付等」という）を行うと見込まれる最大の株式数であり、その希薄化の規模は2026年3月31日現在の発行済株式総数1,894,350,529株に対し0.04%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数18,326,646個に対する割合0.04%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、株式報酬規程に従い対象取締役等に交付等が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(1) 本信託の内容

- | | |
|--------------|--|
| 1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 2) 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| 3) 委託者 | 当社 |
| 4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| 5) 受益者 | 制度対象者のうち受益者要件を充足する者 |
| 6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| 7) 信託契約日 | 2025年3月7日 |
| 8) 信託の期間 | 2025年3月7日～2031年8月末日（2026年8月3日付の
信託契約変更により2031年8月末日まで延長予定） |
| 9) 制度開始日 | 2025年3月7日 |
| 10) 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| 11) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| 12) 追加信託金の金額 | 13億円（信託報酬・信託費用含む） |
| 13) 帰属権利者 | 当社 |

- 1 4) 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年6月29日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）における当社株式の終値である2,614円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額について、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しないことを、取締役会において監査役全員（5名にて構成、うち3名は社外監査役）が確認しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上